

日司連発第 848 号
令和 2 年（2020 年）10 月 8 日

法務省法制審議会
民事訴訟法（IT 化関係）部会 御中

日本司法書士会連合会
会長 今川嘉典



簡易裁判所における特則の制定に向けた提言

令和元年 12 月に「民事裁判手続等 IT 化研究会」（以下「研究会」という。）から公表された「民事裁判手続の IT 化の実現に向けて（報告書）」において、「簡易裁判所における特則を設けるかどうかについては、地方裁判所の第 1 審の手続の検討状況を踏まえ、引き続き検討する。」と指摘されたことを受け、法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会において、今後、簡易裁判所における特則の必要性及びその具体的な内容について検討することが見込まれる。

簡易裁判所は国民が最も利用する国民にとって身近な裁判所であり、手続の変更は国民に大きな影響を与えることになるため、IT 化に際しては簡易裁判所が国民から遠い存在とならぬよう特段の留意が図られるべきである。

司法書士は簡裁訴訟代理等関係業務（司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号）及び裁判書類作成関係業務（同条同項第 4 号）を遂行することにより、簡易裁判所を利用する国民を支援していることから、当連合会は、地方裁判所の第 1 審の IT 化が簡易裁判所にどのような影響を与えるのかについて、強い关心を持ちつつ動向を注視してきたところである。

そこで、法制審議会に担当部会が設置され、立法に向けた動きが本格化するに際し、当連合会は、裁判 IT 化に関する簡易裁判所における特則の制定に向けた考え方を明らかにすることとした。この提言の内容は、当連合会の簡易裁判所の IT 化の取り組みに関する基本方針である。

1 簡易裁判所における訴えの申立ての在り方

【意見】

裁判の IT 化が実現した後においても、民事訴訟法第 271 条（口頭による訴えの提起）は維持するべきである。

なお、書面ですべての訴えの提起を、オンライン申立てに一本化していく方針については賛同する。

【理由】

ア 制定趣旨及び実務について

民事訴訟法第 271 条に規定される口頭による訴えの提起は、書記官の面前で、当事者が

訴状の必要的記載事項を述べ、書記官がこの陳述により口頭受理調書を作成する制度である。簡易裁判所は、争点が少なく、比較的単純な事件を簡易迅速に解決する役割を担っており、国民が自ら訴え提起することも多いことから、それを容易にするために定められたものである。

もっとも、実際には、ほとんどの申立てで定型訴状用紙が用いられた準口頭受理が利用されており、口頭による訴えの提起の利用は極めて少ないとと思われる。

イ　本規定は簡易裁判所の理念が込められている重要な規定であること

しかしながら、口頭による訴えの提起の制度は、少額で軽微な民事事件を国民に親しみやすい簡易な手続により迅速に解決する役割があり、簡易裁判所の理念が込められているといってよい。つまり、利用の多寡にかかわらず、簡易裁判所の象徴ともいべき重要な意義を有する制度である。

裁判のIT化による手続効率を重視するあまり、簡易裁判所が本来有する理念をないがしろにしてしまっては本末転倒である。そのため、改正の際には、誤解を招くことのないような配慮が求められる。

したがって、裁判のIT化が実現した後も、簡易裁判所の理念がいささかも変容することがないということを示すために、口頭による訴えの提起の制度は存置されなければならない。そのため、裁判のIT化に関する民事訴訟法改正においても、民事訴訟法第271条は維持するべきである。

ウ　書面による訴えの提起について

書面による訴えをオンラインに一本化することについては、IT機器を保有していない者やその操作に習熟していない者の権利を害するがないようにするために留意しつつ司法アクセスが後退しないことを条件とするのであれば、利用者にとっても利便性が高まるのであるから、賛同する。令和元年（2019年）9月17日付会長声明で述べているとおり、当連合会も、司法アクセスが後退しないよう全面的に取り組む所存である。

2　簡易裁判所における口頭弁論の在り方

【意見】

口頭弁論の期日における当事者の出頭について、オンライン申立てをした当事者に限り、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる」との特則を設けるべきである。

すなわち、簡易裁判所においては、ウェブ会議等（「等」とは、ウェブ会議のほか、テレビ会議を含む趣旨である。以下同）のみによらず、電話会議によっても、口頭弁論の期日における当事者の出頭とみなすという考え方である。

【理由】

ア　研究会における検討状況

研究会では、口頭弁論の期日における当事者の出頭について、原則として「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相互に認識しながら通話をすることができる

方法によって、口頭弁論の期日における手続をすることができる」としたうえで、「(この)期日に出頭しないで同手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす」ものとして、口頭弁論の期日に現実の出頭をすることなく、ウェブ会議等による参加を認めることとしている。「映像と音声の送受信により」とされていることから、オンラインによる参加の方法は、映像付のウェブ会議等に限定される趣旨である。

イ 続行期日における陳述擬制の存在

簡易裁判所の民事訴訟手続では、続行期日における陳述擬制が認められている。

したがって、現行制度でも、一方当事者については、現実の出頭をしないで口頭弁論期日において提出した準備書面等についての陳述を可能としている。

ウ ITを利用した出頭が認められることによる円滑な訴訟追行の期待

上記イに加え、ITを利用した出頭を認めることにより、当事者双方が裁判所に現実の出頭をしない口頭弁論期日の手續が可能となれば、現在よりも円滑に訴訟を追行することができる。

エ 訴訟追行する本人にとっての利便性の阻害及び過度の負担

簡易裁判所では、国民が自ら訴えを提起することも多い。したがって、ITを利用した出頭につき、ウェブ会議等をするための機器やインターネット回線を必須とするのでは当事者の利便性を阻害するおそれがある。

また、上記イのとおり、既に現実の出頭をせずとも口頭弁論の期日において一定の手続を行うことができることを踏まえると、当事者にオンラインによる参加を促すために過度の負担をかけることは望ましくない。

オ 小括

以上のとおり、続行期日における陳述擬制が認められていること、本人の利便性の阻害及び過度の負担という観点からすれば、簡易裁判所における民事訴訟手続では、口頭弁論の期日における当事者の出頭の方式につき、ウェブ会議等ではなく、より簡易な方法である電話会議によることが適当である。

カ オンライン申立ての利用促進が期待できること

なお、電話会議では、口頭弁論の期日の際、映像による本人確認ができないため、この特則の利用に際しては、オンライン申立てを利用した当事者に限ることとし、申立ての段階で、十分な本人確認がされていることを前提としている。これにより、本人訴訟においてもオンライン申立てを促進するインセンティブにもなると考えられる。

3 簡易裁判所における尋問の在り方

(1) 証人尋問について

【意見】

証人尋問の要件につき、民事訴訟法第204条第3号に関し、ウェブ会議等を利用した証人尋問をすることについて、「当事者の意見を聴いて、相当と認めるとき」との特則を設けるべきである。

すなわち、簡易裁判所においては、当事者の異議の有無を要件としないことにより、ウェブ会議等による証人尋問を利用しやすくするという考え方である。

【理由】

ア 研究会における検討状況

研究会では、ウェブ会議等を利用した証人尋問については、当事者の反対尋問の利益を確保する観点から、当事者に異議がないことを要件とすることが提案されている。証人尋問の規律の在り方としては、そのとおりであるべきであり、原則として、当事者に異議がないことを要件とすべきであることに異論はない。

イ 簡易裁判所における証人尋問の特色

しかしながら、地方裁判所と異なり、簡易裁判所では、事件の性質上、反対尋間にさらすことが求められる尋問ばかりでなく、証拠を補充する確認的な意味合いの尋問が行われることも少なくない。このような尋問では一層、ウェブ会議等を利用した証人尋問に適していると考えられる。

ウ 相手方の異議がないことを要件とした場合の難点

ところが、国民が自ら訴えを提起することも多い簡易裁判所では、一方当事者が、合理的な理由がないにもかかわらず、異議を述べるといった事態も想定され、当事者に異議がないことを要件とすると、適切にウェブ会議等を利用した証人尋問が行われない可能性がある。

エ 小括

したがって、簡易裁判所においては、ウェブ会議等を利用した証人尋問に際し、当事者からの意見を聴いたうえで、裁判所が相当と認めたときにできる規律とすることが妥当である。¹

(2) 当事者尋問について

【意見】

当事者尋問につき、オンライン申立てをした当事者に限り、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によってすることができる」との特則を設けるべきである。

すなわち、簡易裁判所においては、ウェブ会議等のみによらず、電話会議によつても、当事者尋問をすることができるという考え方である。

【理由】

ア 研究会における検討状況

研究会では、証人尋問は裁判手続において極めて重要な手続であつて、直接主義の要請が強く働き、証人の陳述を、声や顔の様子も含めて、裁判所の面前で聴取することにより、証人が真実を語っているかどうか適切に心証形成を行う必要があるという前提にたち、イ

¹ ドイツでも、同旨の改正がなされている。「映像送受信技術利用強化法による改正（テレビ会議の利用に際する当事者の同意要件の削除）により、テレビ会議の利用の可否は、裁判官の義務に従つた裁量のみに委ねられることになる」（本間学「ドイツにおける民事訴訟のIT化とその訴訟原則に与える影響」（金沢法学61巻2号226頁））

ンターネット回線を通じた映像や音声の通信による会話は、現実に相対してこれを行うのと、ほぼ同様の質を実現できるようになってきているため、ウェブ会議等による証人尋問を認めるべきであると述べられている。

一方で、当事者尋問については、原則としては、証人尋問と同様の規律とすべきであるものの、簡易裁判所の訴訟手続では、ウェブ会議等を利用した当事者尋問の要件を緩和することも考えられるのではないかと述べられているところである。

イ 当事者尋問における要件緩和を認めるべき理由

簡易裁判所の訴訟手続における当事者尋問については、次のような理由から、証人尋問とは異なる、意見のとおりの規律を設ける合理的な理由があるといえる。

したがって、簡易裁判所における当事者尋問については、ウェブ会議等のみならず、より簡易な方法である電話会議によることを認めるべきである。

① 当事者の利便性の阻害

国民が自ら訴えることが多い簡易裁判所で、当事者尋問をウェブ会議等によらなければならぬものとすると、国民は、当事者尋問を受けるために、ウェブ会議等を実施することができる機器を設置しなければならず、当事者のインターネット環境等によっては利便性を阻害するおそれがある。

② 弁論準備手続との関係

弁論準備手続においては、当事者の訴訟手続への参加方法は、電話会議で足りるにもかかわらず、当事者尋問となった際にはウェブ会議等をすることができる機器が設置された場所でなければ行うことができないとなると、同日に手続を切り替えて行うことができない事態が生じることも想定され、このような場合に手続の連續性が途切れてしまう。簡易裁判所では、簡易迅速に解決することを目指す趣旨から、一体型審理などにおいては、弁論準備手続から移行し、そのまま同じ日に当事者尋問を行うニーズもあるところ、裁判のIT化によって、このようなスムーズな手続移行ができなくなるといった弊害が生じるおそれがある。

③ 少額訴訟における尋問

少額訴訟では証人等の尋問の際に電話会議の方法で尋問をすることができ（民事訴訟法第372条第3項）、簡易裁判所には、既に、電話会議の方法による尋問が導入されている実態がある。

ウ オンライン申立ての利用促進が期待できること

なお、当事者尋問の際、映像による本人確認ができないため、この特則の利用に際しては、オンライン申立てを利用した当事者に限ることとし、申立ての段階で、十分な本人確認がされていることを前提としている。これにより、本人訴訟においてもオンライン申立てを促進するインセンティブにもなると考えられる。

4 簡易裁判所における訴訟記録の在り方

（1）録音テープ等の内容を説明した書面の提出等について

【意見】

民事訴訟規則第149条が規定する録音テープ等の内容を説明した書面のうち、当該録音

テープ等を反訳した書面の提出は不要とすべきである。

すなわち、録音テープ等の音声データとともに提出する書面は、要旨を記載するなどの適当な内容を説明した書面のみとするという考え方である。

【理由】

ア 現在の実務（当事者の負担の存在）

民事訴訟規則第149条では、録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者は、裁判所又は相手方の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面を提出しなければならないとされている。

この提出書面には、当該録音テープ等を反訳した書面を含むとされていることから、当事者は、いわゆるテープ起こしをして、音声データの一言一句を文字データに変換して書面化することを求められることが多い。この反訳の作業は、膨大な労力を要するものである。

イ 裁判のIT化に即し、当事者の負担を軽減する手続とすることが適当であること

裁判のIT化が実現すると、録音テープ等の音声データそのものが証拠として認められることになる。そして、裁判のIT化により合理的といえなくなる作業は当然に省力化されるべきである。

とりわけ簡易裁判所は国民が自ら訴え提起することも多く、手続においても簡易さが求められる。

したがって、録音テープ等の提出に際しては、録音テープ等に加えて、相手方の反論の機会の確保の観点から、適当な内容を説明した書面を提出するものとし、反訳文までは求めないとすることが妥当である。

なお、手続の省力化は、すべての裁判所でなされるべきであるのだから、簡易裁判所での運用状況を踏まえ、適用裁判所を拡大していくことが望ましいと考えられる。

（2）証人等の陳述の調書記載の省略等について

【意見】

証人等の陳述又は検証の結果が記録された録音テープ等を控訴審等において提出する際に反訳した書面の提出は不要とするべきである。

すなわち、地方裁判所における音声データ等と同様の扱いとするという考え方である²。

【理由】

ア 現在の実務（当事者の負担の存在）

現行制度においては、簡易裁判所でされた証人尋問等の陳述は、裁判官の許可により、調書記載が省略され（民事訴訟規則第170条第1項），裁判官の命令又は当事者の申出によ

² スペインではARCONTEというシステムを導入し、デジタル動画情報のみの裁判記録になっている。法廷の2か所で撮影し、書面はなく、判決も動画になっている。強制執行においても、判決の動画を利用しているとのことである。笠原毅彦「裁判手続のIT化の現在と将来」参照。

り、録音テープ等に記録される（同条第2項）。

この録音テープ等は、調書の記録として扱われないため、控訴の際には、当事者が簡易裁判所から録音テープ等を複製し、反訳文を作成したうえで、あらためて提出しなければならない。

録音テープ等の証拠調べの申出をする場合と同様、この反訳の作業には膨大な労力を要し、簡易裁判所の当事者が控訴する際の大きな負担となっている。

イ 裁判のIT化に即し、当事者の負担を軽減する手続とすることが適当であること

裁判のIT化が実現すると録音テープ等の音声データそのものが証拠として認められることになる。そして、裁判のIT化により合理的といえなくなる作業は当然に省力化されるべきである。

そうであれば、簡易裁判所において保存した録音テープ等の音声データを控訴審においても、そのまま引き継ぐことが可能となるようにすることが合理的である。

したがって、民事訴訟規則第170条第1項、第2項ともに削除し、証人等の陳述記載の省略等に関する簡易裁判所の特則を廃止するべきである。

以上